平成２９年（フ）第１号
富山県魚津市三ケ字砂田227番地36
債務者　有限会社和泉屋食品
代表者代表取締役　小幡　良治
1　決定年月日時　平成29年１月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗本　正貴
4　破産債権の届出期間　平成29年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月20日午前10時
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７６号
兵庫県相生市那波大浜町19番15号
債務者　株式会社魚一商事
代表者代表取締役　松田　宇司
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　裕史
4　破産債権の届出期間　平成29年１月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月17日午前11時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３９１号
最後の住所　大分市角子原１丁目９番32号
債務者　被相続人亡姫野榮一相続財産
相続財産管理人　姫野　智子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本すみれ
4　破産債権の届出期間　平成29年１月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月７日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第３７３号
新潟市中央区万代２丁目３番22号　リヴィエール万代901
債務者　田村　和隆
1　決定年月日時　平成28年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　髙志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１６８号
福岡市東区多々良２丁目６番12―203号
債務者　星野　　悠
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９８７号
兵庫県宝塚市仁川月見が丘５―25、住民票上の住所兵庫県芦屋市岩園町21番３―１号
債務者　山田　知平
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　韓　　検治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２３８号
福岡県糟屋郡志免町別府２丁目11番20―201号
債務者　白浜　佳久
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　浩二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月７日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７６５号
福岡市中央区福浜２丁目４番１―716号
債務者　柴原　卓也
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　隆一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７６６号
福岡市中央区福浜２丁目４番１―716号
債務者　柴原　　恵
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　隆一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９００号
福岡市中央区荒戸２丁目２番11―210号
債務者　増本　康貴
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑野　貴充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１１２号
岐阜県揖斐郡池田町宮地572番地の２
債務者　稲福　正之
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
岐阜県揖斐郡池田町宮地572番地の２
債務者　稲福ことみ
1　決定年月日時　平成28年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第４４９８号
大阪府吹田市中の島町４番40号（２－Ｂ）
債務者　森　　昌子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５４９号
大阪府豊中市長興寺南４丁目５番28―203号
債務者　前田沙也加こと村木沙也加こと　津留沙也加
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５９２号
大阪市生野区生野西４丁目８番23号
債務者　楠　　奈々
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６０９号
大阪市淀川区東三国６丁目１番35―1103号
債務者　藤原千鶴子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部